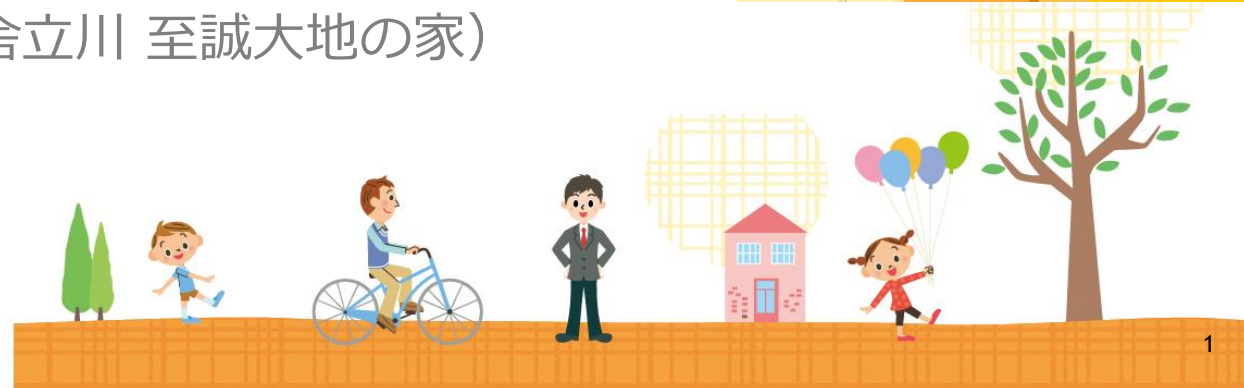


「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」の策定 およびその実施に向けた検討論点案への意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会 総務部長 高橋 誠一郎
(社会福祉法人至誠学舎立川 至誠大地の家)



全国児童養護施設協議会（全養協）

- ▶ 全国の児童養護施設が加入する協議会

- ・ 加入施設数：606施設
- ・ 1950（昭和25）年設立。

- ▶ 児童養護施設：児童福祉法第41条

- ・ 定員：約30,000人
- ・ 現員：約23,000人
- ・ 入所年齢：0歳～22歳

※改正児童福祉法により令和6年度より年齢要件が撤廃。

児童養護施設入所児童の現状

- ▶ 入所理由（H30） 虐待45%、父/母の精神疾患16%、父/母の拘禁4.7%等
- ▶ 入所経路 児童相談所が虐待等から一時保護した児童のうち、施設措置の決定をされた児童が施設へ措置される（児福法第27条第1項第3号）
- ▶ 令和3年度は虐待相談件数207,660件のうち施設入所は4,421件、2%
- ▶ 50%が0歳～5歳に入所、中高生の入所も増えている。在籍期間は平均5.2年間。
- ▶ 障害のある児童は36.7%（知的障害、ASD、ADHD、反応性愛着障害等）
- ▶ 職員 施設長、事務職員、ケアワーカー（児童指導員、保育士）、栄養士、調理員、心理士、看護師、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等

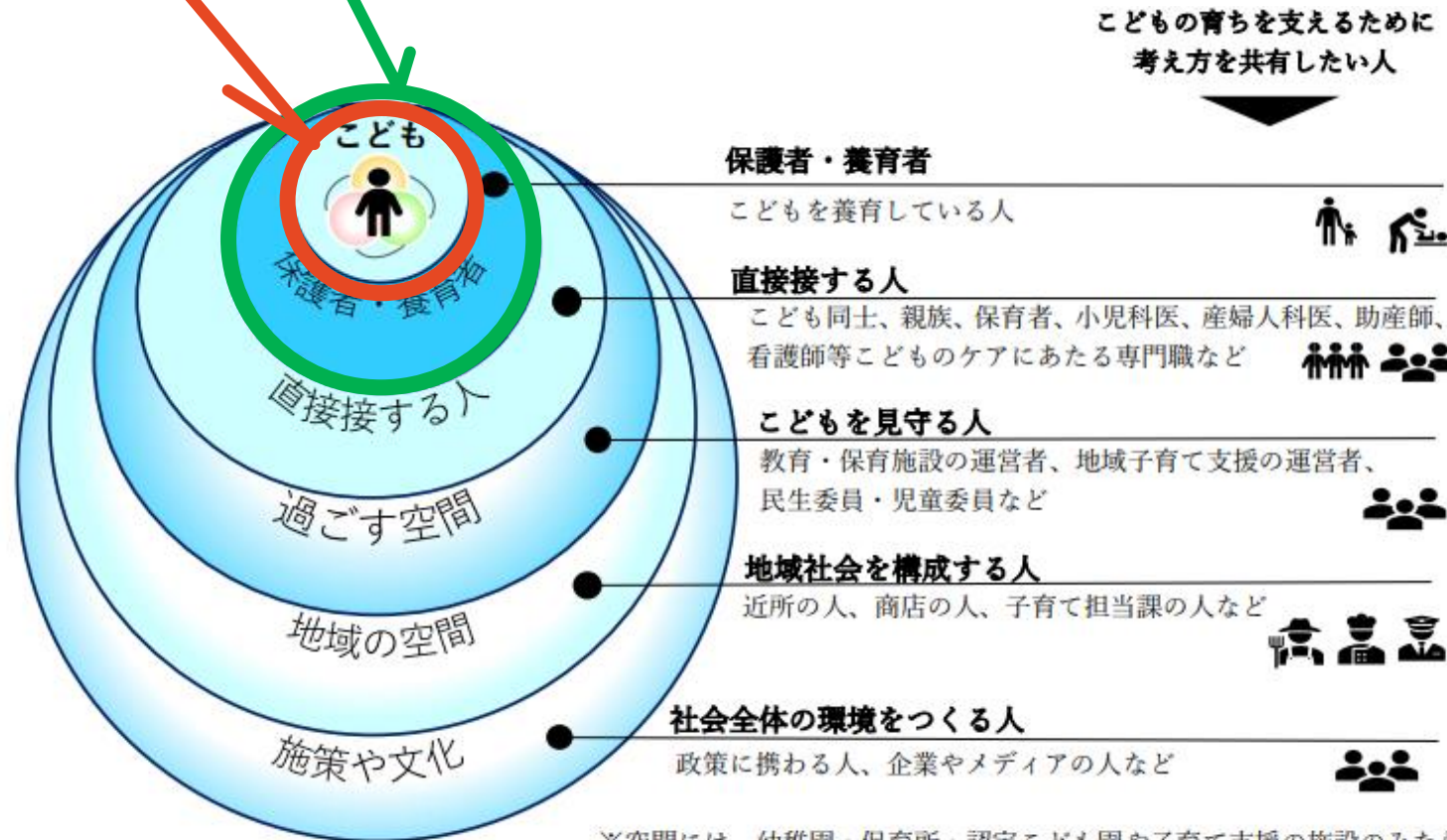
児童養護施設の生活形態

- ▶ 本園の小規模グループケアの推進（6－8名）（小舎制）
（それぞれのグループがマンションのような家）
- ▶ 分園のグループホーム（家庭的養護）
（それぞれのグループが戸建ての家）
地域小規模児童養護施設（6-4名）
分園型小規模グループケア（6-4名）
- ▶ 職員は子ども4人に1人、地域分散を進めるためにグループホームは増配置され実質児童1人に職員1人
- ▶ 職員はローテーション勤務（週40時間）＋宿直勤務

本指針の作成にかかる確認事項

社会的養護で暮らす子どもは含まれているのか。

ひとり親家庭、多国籍の家庭、里親家庭、養子縁組家庭、施設
養育関係者は含まれているか。



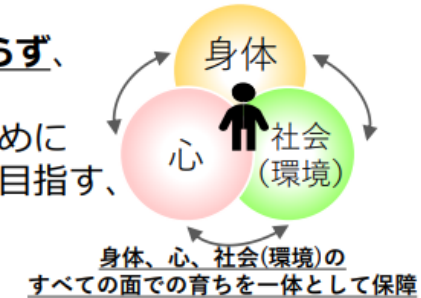
※空間には、幼稚園・保育所・認定こども園や子育て支援の施設のみならず、公園や自然環境、デジタル空間含む

社会的養護で暮らす子ども

- ▶ 社会的養護で暮らす子どもは全児童人口の約0.2%。
- ▶ このわずかな割合の子どもたちは、一般的な家庭とはかけ離れた逆境的な養育環境で生きてきたゆえに、重い課題を抱えている。
- ▶ アタッチメントの問題、トラウマの後遺症、不適切な認知や行動パターンの取り入れ、喪失体験など様々であり、子どもが新たな養育者と関係を築き、安全で安心し、癒される家庭機能を享受することは簡単ではない。

指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築する**ために、すべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、**次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福 (Well-being) な生活を送ることができる社会の実現**を目的とする。



- ▶ 急速な少子化が進む一方、児童虐待の対応相談件数は増加を続けるとともに（令和3年度：207,660件）、社会的養護を必要とする子どもが抱える課題も複雑化し、多岐にわたっている。
- ▶ 地域で暮らす子育て家庭においても、貧困、経済的な不安定さ、子育てに孤立感や不安や孤独を抱える保護者が増えており、全子育て世帯（1,200万世帯）のうち要保護児童地域対策協議会（要対協）に登録する児童は約25万人にのぼる。
- ▶ 本指針の目的である「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、」「切れ目なく、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会（環境）を構築」していく上では、現在、社会的養護で暮らす子どもや地域で支援を必要とする子育て家庭の環境も考える必要がある。

**心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策
こどもと日常的に関わる機会がない人も含むすべての人へ真に
届く方策に向けて、特に重要と考えること**

すべての子どもの育ちを保障するために

- ▶ 胎児期からのネグレクトや虐待、あるいはDV被害の恐怖にある母親との生活、喫煙、飲酒等の生活環境が、その後の子どもの育ちに大きな影響を与えるため、妊娠前からの関わりが必要である。
- ▶ 子どもは、社会的経験から安心と挑戦をいったりきたりして世界を獲得していくので、繰り返せるように安心した環境の提供が重要である。
- ▶ 子どもは、何があっても見放されないという「絶対的な受容」を経験しているかどうか重要で、どういう安全基地をもっているか。「幼児期」「就学期」等の子どもの年齢で見ずに、子ども一人ひとりの発達でみることが重要である。
- ▶ 保護・支援を必要とする子どもやその家庭に対する早期支援を行い、重篤化させないような予防的支援も必要である。

- ▶ どこで生活していても、等しく子どもの育ちが保障される社会（環境）が重要であり、事業を実施する自治体の規模や地域性により、支援に切れ目が生じないようにする必要がある。
- ◇ 都道府県・政令指定都市
児童養護施設等社会的養護施設、児童家庭支援センター
- ◇ 市区町村
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
 - ・ 要保護児童地域対策協議会（要対協）
 - ・ こども家庭センター（令和6年度より）
- ▶ 児童養護施設による広域の地域支援と、地域の広場事業などの子育て支援事業等により、支援を必要とする人に重層的な支援が届くようにする必要がある。

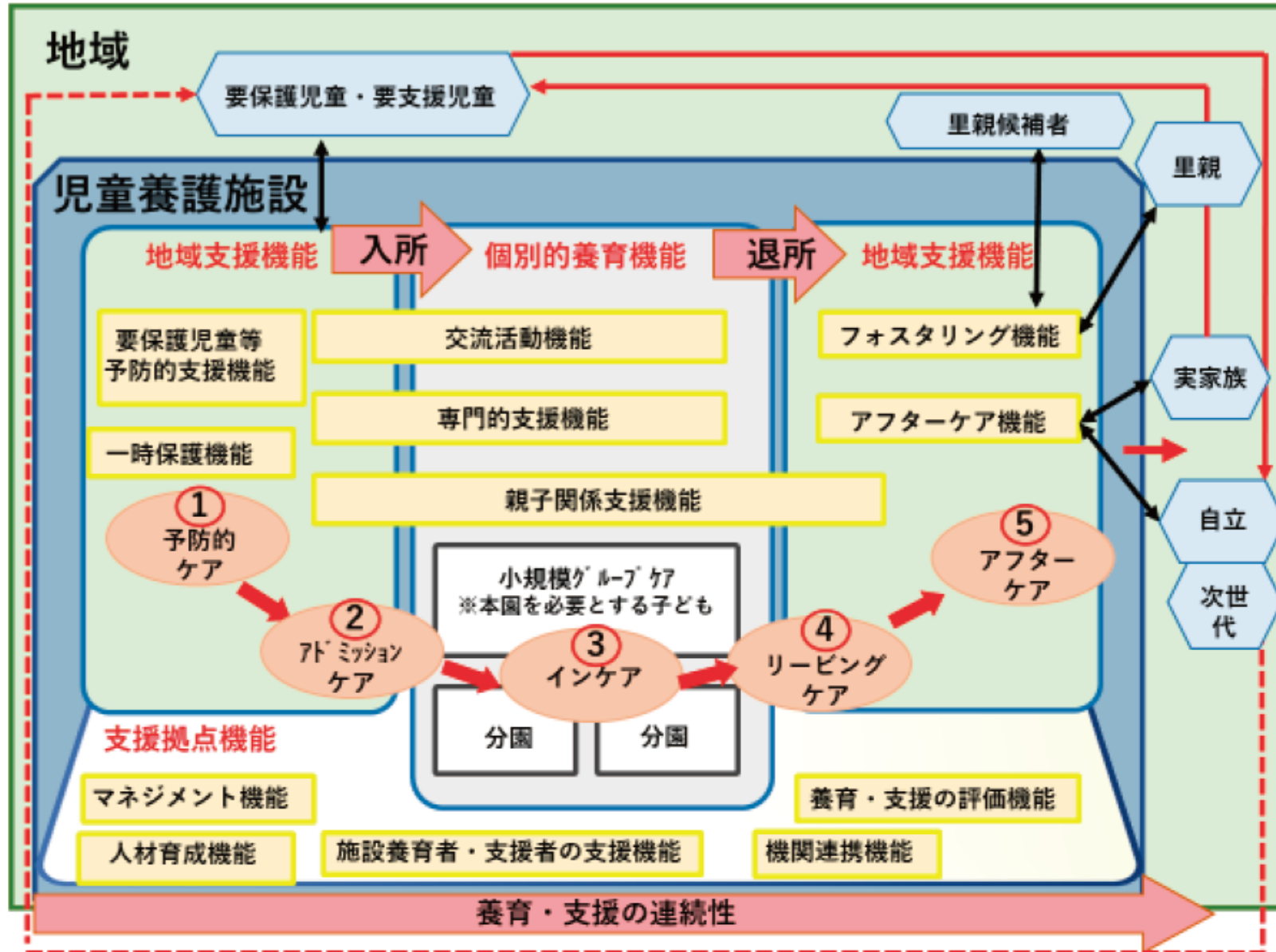
- ▶ 子どもの権利擁護を守るため、子どもの意見や意向をくみ取り、子どもの権利を代弁する方策と、「子ども最善の利益」や「育ち」を踏まえた対応方策の調整。
 - ※ 一時保護、措置入所、親権放棄等

今、この瞬間、「安全」と「挑戦」が保障されていない子どもの「育ち」をどう保障するのか。

“すべての子ども”が真ん中にある社会の実現をめざし、児童養護施設は、子どものセーフティネットとして機能していきたい。

參考資料

施設の機能と養育・支援の流れ



児童養護施設で働く主な専門職

- **児童指導員／保育士** …… 保護者に代わり、子どもの養育の中心的役割を担います。
- **家庭支援専門相談員** …… 保護者などへの支援を通じて、親子関係の再構築を図り、子どもの家庭復帰などを支援します。
- **里親支援専門相談員** …… 里親委託の推進や地域の里親の支援を行います。
- **個別対応職員** …… 虐待を受けた子どもたちに、個別に充実した支援を行います。
- **自立支援担当職員** …… 就職、自立の支援や退所後のアフターケアを行います。
- **心理療法担当職員** …… 虐待を受けた子どもたちなどを心理面から支援します。
- **栄養士** …… 子どもたちの栄養面や食生活を支援します。
- **調理員** …… 心のこもったおいしい食事を提供します。
- **嘱託医** …… 子どもたちの健康をサポートします。
- **事務員** …… 施設運営の面から、子どもたちをサポートします。

